

高齢者等が一人でも安心して暮らせる
コミュニティづくり推進会議

第3回 (H.20.2.19)

資料2

高齢独居老人等の安全に関連した 個人情報保護施策について

高齢独居老人等の安全に関連した個人情報保護施策について

平成20年2月
内閣府国民生活局
個人情報保護推進室

1. 個人情報保護法を巡る状況について

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）は、平成15年5月に成立、平成17年4月に全面施行された。法においては、目的を定める1条において、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」としている。

しかし、昨今のプライバシー意識の高まりや、個人情報を取扱う上での戸惑いから、法の定め以上に個人情報の提供が控えられるなどの、いわゆる「過剰反応」が生じており、法の正しい理解を浸透させる取組をこれまで推進してきた。

2. 個人情報保護に関する取りまとめ（意見）（平成19年6月国民生活審議会）

いわゆる「過剰反応」の具体例として、災害時要援護者リストや民生委員・児童委員の活動のための対象者名簿、自治会名簿について、これまでの取組及び考え方等を整理した（例えば、民生委員・児童委員は、特別職の地方公務員として、多様な生活課題の解決のために援助が必要な地域住民の情報を関係機関等と共有しながら活動する役割も担っているため、個人情報取扱事業者から職務の遂行に必要な情報提供を受ける場合については、国等に協力する必要がある場合等として、本人から同意を得なくても提供することが可能と考えられる等）。

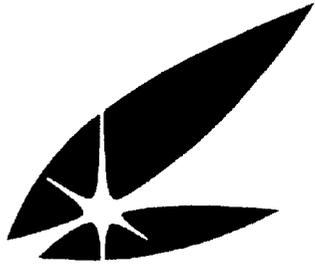
3. これまでの取組等について

自治会、民生委員・児童委員の活動のための個人情報の収集や、災害時要援護者リストの作成・共有を進めるべく、内閣府（個人情報保護推進室）においては、例えば、以下の活動を行ってきたところ。

○ 平成19年10月～12月にかけて、個人情報の有効・適切な利用を行っていただくため、47都道府県において説明会を実施。

○ 政府広報を通じた広報活動を実施。また、内閣府HPに「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」を掲載し、上記全国説明会を受けて拡充。

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/>



個人情報保護法とは...

① 適用除外

個人情報取扱事業者の活動

(個人情報取扱事業者の義務等が適用される。)

報道機関	著述を業として行う者	学術研究機関	宗教団体	政治団体
その他の活動	その他の活動	その他の活動	その他の活動	その他の活動
報道活動	著述活動	学術研究	宗教活動	政治活動

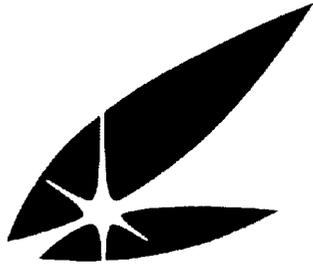
表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由
に関わる活動

適用除外規定(法50条)

- ① 5つの主体の5分野の活動については、個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用を除外（主務大臣の勧告・命令等も適用されない。）
- ② 個人情報保護のために必要な措置を自ら講じ、内容を公表する努力義務。

主務大臣の権限の制限(法35条)

- ① 主務大臣による勧告・命令等を行うにあたっては、憲法上保障された自由に関わる活動を妨げてはならない。
- ② 5つの主体の5分野の活動に対する情報提供行為については、主務大臣は権限を行使しない。



個人情報保護法とは...

② 取得・利用に際してのルール

利用目的による制限(法16条)

=目的外利用にはあらかじめ本人の同意が必要

利用目的の特定(法15条)

<取得する場合>

利用目的の通知等
(法18条)

- 間接取得の場合
あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 直接取得の場合
書面による直接取得の場合は、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。

適正な取得(法17条)

<継続的に利用する場合>

保有個人情報に関する
事項の公表等
(法24条第1項)

- ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - ② 全ての保有個人情報の利用目的
 - ③ 開示・訂正・利用停止等の手続
 - ④ 保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
 - ⑤ 認定団体の名称及び苦情の解決の申出先
- を本人の知り得る状態に置かなければならない。



個人情報保護法とは...

③ 適正・安全な管理

○ 個人データ内容の正確性の確保（法19条）

利用目的の範囲内で、個人データの正確性・最新性を確保することが必要。

★具体的な措置

- ・ 個人データ入力時の照合・確認手続の整備
- ・ 記録事項の更新
- ・ 保存期間の設定 等

○ 安全管理措置（法20条）

個人データ漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう技術的保護措置、組織的保護措置が必要。

★具体的な措置

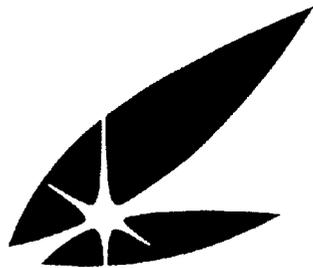
- ・ セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備
- ・ 事業者内部の責任体制の確保（個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等）等

○ 従業員・委託先の監督（法21-22条）

個人データの安全管理が図られるよう、従業者及び委託先に対して監督を行うことが必要。

★具体的な措置

- ・ 個人情報保護意識の徹底のための教育研修等の実施
- ・ 個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ・ 再委託の際の監督責任の明確化 等



個人情報保護法とは...

④ 第三者提供の制限

本人の同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ④国等に協力する場合

オプトアウト

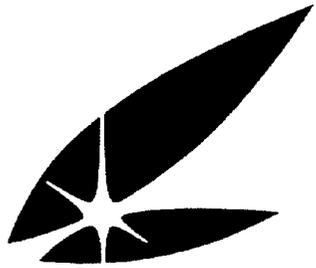
あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

第三者に該当しない場合

- ①委託先(委託先に対する監督責任)
- ②合併先等(当初の目的の範囲内)
- ③共同利用をするグループ(共同利用する者の範囲や利用目的等をあらかじめ明確にしている場合に限る。)

個人情報取扱
事業者

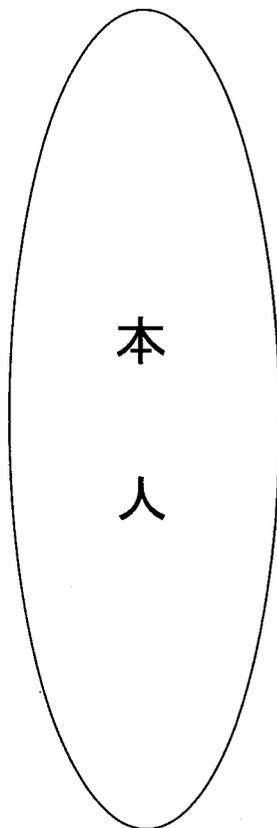
第 三 者



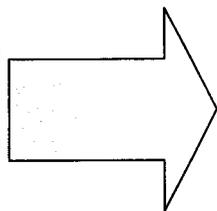
個人情報保護法とは...

⑤ 本人の関与の仕組み

9



求め



保有個人データ

利用目的の通知(法24条第2項)

どのような目的で利用されているのかについて、原則として、本人に通知しなければならない。

開示(法25条第1項)

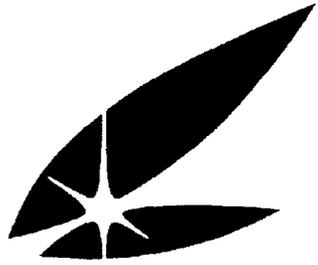
原則として、本人に、書面又は本人が同意した方法により開示しなければならない。

訂正等(法26条第1項)

内容が事実でないときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、訂正等を行わなければならない。

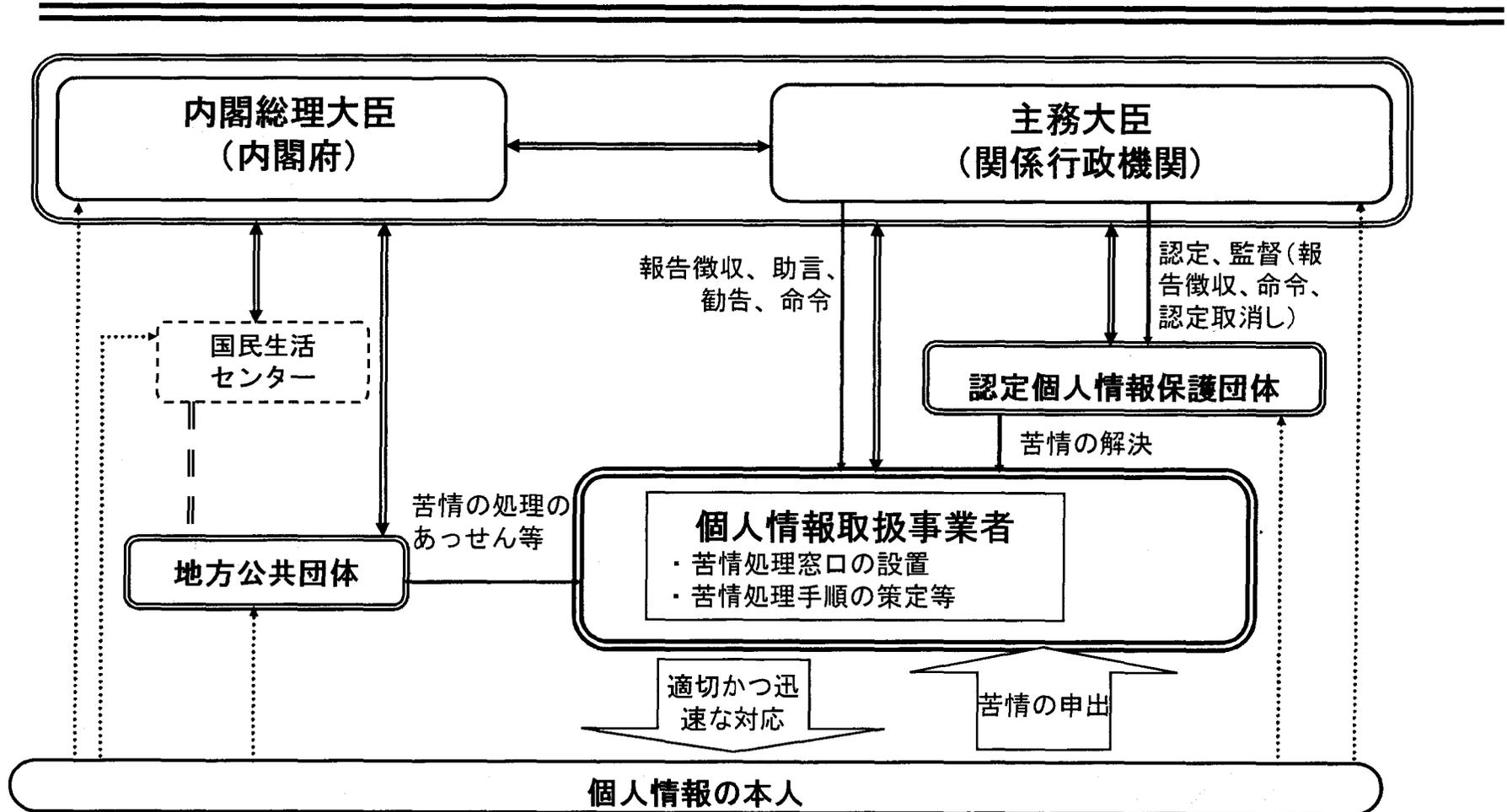
利用停止等(法27条)

①利用目的による制限、②適正な取得、③第三者提供の制限に違反していることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、原則として、利用停止等を行わなければならない。



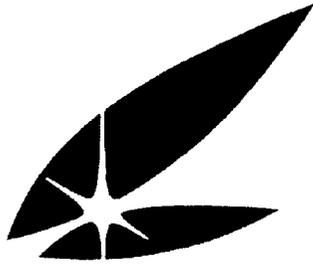
個人情報保護法とは...

⑥ 苦情の処理の仕組み



..... 苦情の申し出

↔ 連携・協力、支援

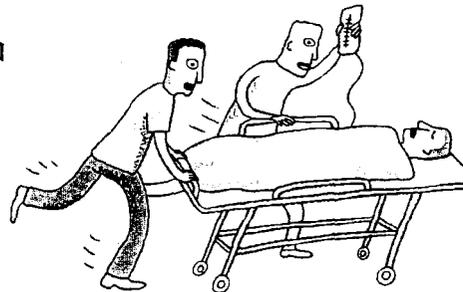
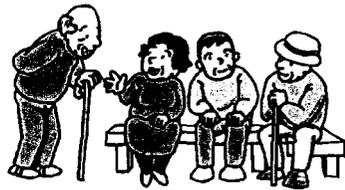


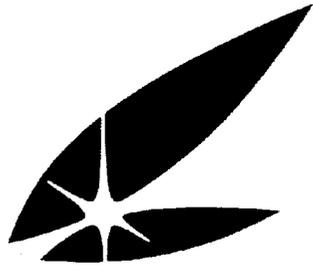
Case 1.

災害時要援護者リストの共有

Q.一人暮らしのお年寄りの氏名や住所を、地震が起きた場合に備えて共有することはできないの？

高齢者など、災害時に援護が必要な人の個人情報、関係者間であらかじめ共有することができるか？





Case 1.

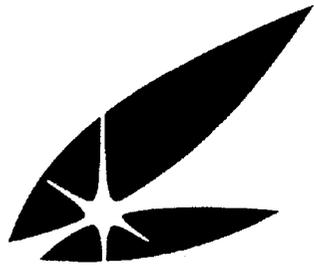
災害時要援護者リストの共有

ここがポイント！

- 各自治体の定める「個人情報保護条例」を適切に解釈・運用すれば、関係者（福祉部局、防災部局、自主防災組織、民生委員など）間で要援護者情報の共有は可能。
- 個人情報提供の際は、提供先において個人情報が適切に取り扱われるよう、誓約書の提出を求めるなどの担保措置を講ずることが重要。

【参考となる通知等】

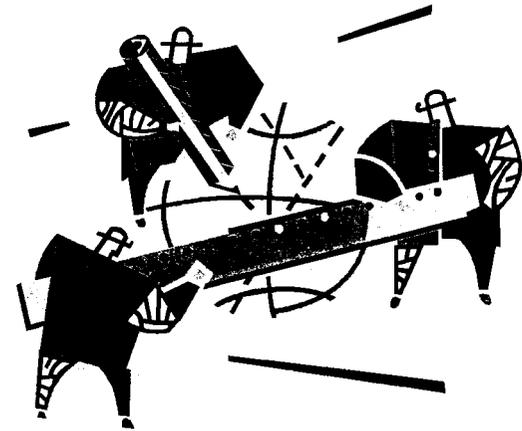
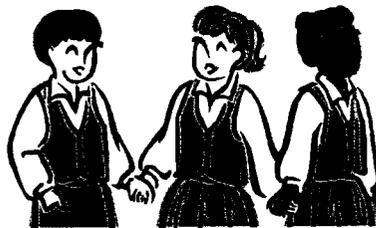
- ・「個人情報の適切な共有について（平成19年8月内閣府・総務省）」（資料編P54）
- ・「災害時要援護者情報の避難支援ガイドライン（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）」（資料編P54）
- ・「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について（平成19年8月厚生労働省）」（資料編P55）

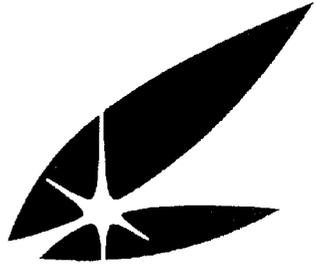


Case2. 民生委員・児童委員の活動のための情報共有

Q. 個人情報保護法があるので、民生委員や児童委員は、その活動のために必要な個人情報を提供してもらえないの？

10





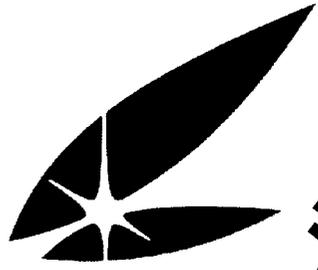
Case2. 民生委員・児童委員の 活動のための情報共有

ここがポイント！

- 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報[○]の適切な提供を受ける必要がある。
- 民生委員・児童委員は、民生委員法において、守秘義務が課せられている。

【参考となる通知等】

- ・「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」(資料編P55)
- ・「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」(資料編P55)
- ・「社会・援護局関係主管課長会議(平成18年2月28日開催)資料」(資料編P56)

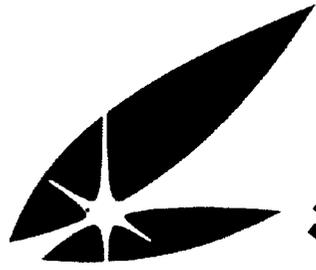


Case3.

法令に基づく個人データの提供

Q. 警察からの問合せに応じて、知人の個人情報
を勝手に教えてもいいの？





Case3.

法令に基づく個人データの提供

ここがポイント！

- あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。(法23条)

(例)

- 警察などからの(捜査に必要な事項の)報告の求めに応じる場合(刑事訴訟法197条第2項)
- 弁護士会からの報告の求めに応じる場合(弁護士法23条の2第2項)
- 統計調査への協力(統計法17条)
- 児童虐待に係わる通告(児童虐待の防止等に関する法律6条第1項)
- 株式会社における株主名簿等の閲覧請求への対応(会社法125条第2項等)



内閣府
Cabinet Office

個人情報保護法に関する 説明会・相談会

上手に使おう！個人情報

～誤解していませんか？個人情報保護法～



平成19年10～12月

個人情報保護推進室

www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/

平成19年度個人情報保護法説明会・相談会の参加人数等について

内閣府（個人情報保護推進室）が平成19年10～12月に47都道府県で行った「個人情報保護法説明会・相談会」の参加人数等の合計値は下記のとおり。

	申込人数	自治会	自主防災組織	学校	PTA団体	民生委員 ・児童委員	事業者	地方公共 団体	一般 ・その他
合計	13,106	924	279	2,390	183	1,234	1,134	5,613	1,349

（注）各都道府県において把握できた範囲の情報に基づく参考数値（申込人数等）である。